

# 使用方法（例）

1

ご担当者様の名前等返却先をご記入いただき、保険証の返却日を確認してください。

2

退職日を確認して、翌日以降、保険証を使用しないよう説明してください。

3

ご家族様を含め返却が必要な保険証の枚数を確認してください。特に別居されているご家族様がいる場合、早めに連絡しておくようご案内ください。

## 【お願い】

**返却できない場合は、『回収不能届』を添付してください。**

4

退職日の翌日以降に、誤って保険証を使用した場合は、返還していただく医療費が、高額になることを説明してください。

5

その他の確認項目として、ご活用ください。

## 退職される方へ大切なお知らせ

### ■ 保険証について確認してください

返却は 担当： **1** まで



1. 保険証が使用できる期間を確認しましょう。

2

**退職日：令和 年 月 日まで** です。

2. お返しいただく保険証の枚数を確認しましょう。

加入者ご家族（被扶養者）様の保険証も、あわせてお返しください。別居されているご家族様がいる場合は、早めに連絡をしておきましょう。

**ご本人様 1枚      ご家族様 **3** 枚**

※止むを得ず返却できない保険証がある場合は、退職後の連絡先を記載した「回収不能届」の提出が必要です。（電話番号を必ず記載してください。）

3. ご家族様も含めて医療機関等に受診する日付を確認しましょう。

4

退職日の翌日以降に、誤って資格のない保険証を提示して医療機関等を受診した場合は医療費（保険負担分の7割等）を協会けんぽへ返還します。次の受診日（予約日）に使用できるかどうか確認しておきましょう。

退職後は新たな健康保険制度に加入する手続きが必要となります。各制度は手続期限や加入条件、毎月収める保険料額等に違いがあります。お早めに比較、検討のうえ、準備いただくことをおすすめします。

詳細は裏面をご確認ください

4. その他

5

- ・退職証明書発行の 要・否
- ・失業保険関係（離職票発行の 要・否）
- ・所得税等（源泉徴収票）（住民税 支払方法）
- ・社員証、制服、備品等の返却
- ・
- ・

従業員の方が会社を退職する際の点検用紙としてお使いください。

## 日本年金機構への届出

### ・被保険者資格喪失届（5日以内）

返却する被保険者証（扶養者家族分を含めて 枚）

※止むを得ず返却できない場合は退職後の連絡先を記載した  
「回収不能届」の提出が必要です（電話番号を必ず記載してください）。

#### 説明する事項

1. 保険証は、退職日の翌日（資格喪失日）から無効となること。
2. 無効となる保険証は、事業所へ速やかにご返却して頂くこと。
3. 無効となった保険証を使用してしまうと後日、医療費を返金しなければならないこと。
4. 退職後の健康保険の説明  
国民健康保険の場合 手続き：市区町村役場  
任意継続保険の場合 手続き：協会けんぽ  
事業主発行の退職証明があると手続きがスムーズです。
5. 退職後、傷病手当金を受ける方で老齢年金を受給する方の場合、後から傷病手当金を返金しなければならない可能性があること。

## その他

※こちらについては「例」として記載しております。  
詳細については各関係機関にお問い合わせください。

### ・雇用保険被保険者資格喪失届（10日以内）

雇用保険離職票発行希望の有無を確認する  
雇用保険被保険者証を本人へ返す（会社で保管している場合）

- ・源泉徴収票の発行
- ・住民税について（特別徴収・普通徴収）
- ・その他、備品等の返却について